

# 海外における主な宿泊税等の事例

参考2

国名	アメリカ				イタリア	フランス	ドイツ
自治体名	ロサンゼルス市	サンディエゴ市	ニューヨーク市	ハワイ	ローマ	パリ	ベルリン
税名称	※TMD課税	TMD課税	ホテルユニットフィー	宿泊税	滞在税	滞在税	宿泊税
徴収対象	ロサンゼルス市内の50室以上を有するホテルの宿泊者 (*ロサンゼルスで50室以上あるホテルは約170件)	①サンディエゴ市内の30部屋以上の宿泊施設 ②サンディエゴ市内の上記以外の宿泊施設	ニューヨーク市内のホテル宿泊者、もしくは仲介業者(宿泊者が仲介業者を通して予約した場合)	宿泊施設等	11歳以上のローマに宿泊する旅行者	・18歳以上 ・パリ20区内のホテルに滞在する旅行者	ベルリンに宿泊する旅行者
税率等	宿泊料の1.5%	①宿泊料の2% ②宿泊料の0.55%	1室1泊につき 10ドル以上20ドル未満: 0.5ドル 20ドル以上30ドル未満: 1ドル 30ドル以上40ドル未満: 1.5ドル 40ドル以上: 2ドル  *1ドル=124.03円 (2015.7.23現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の9.25%	1人1泊につき ◆ホテル 1~2つ星ホテル: 3ユーロ 3つ星ホテル: 4ユーロ 4つ星ホテル: 6ユーロ 5つ星ホテル: 7ユーロ ◆アグリトゥーリズム(農家民泊)、レジデンス(アパート): 4ユーロ ◆B&B、バカンスハウス、部屋貸し: 3.5ユーロ ◆キャンプ場などの野外施設: 2ユーロ  *1ユーロ=135.6円 (2015.7.23現在)	1人1泊につき パレスホテル: 4.4ユーロ 5つ星ホテル: 3.3ユーロ 4つ星ホテル: 2.48ユーロ 3つ星ホテル: 1.65ユーロ 2つ星ホテル: 0.99ユーロ 1つ星ホテル、B&B: 0.83ユーロ  *1ユーロ=135.6円 (2015.7.23現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の5%
用途	ロサンゼルスTMDでのビジネス会議や観光旅行のためのプロモーション活動に活用	サンディエゴの観光プロモーションに活用	TMDの観光開発、プロモーション等	ハワイの観光機関「ハワイ・ツーリズム・オーソリティー」を通じ、ハワイ州の観光促進に活用	宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生、それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援に活用	観光プロモーション等に活用	観光振興のため、税の一部が博物館や観光名所への支援に活用
出典	・ロサンゼルス観光局HP ・LATimes HP	サンディエゴ市HP	・ニューヨーク市HP	・日本ツアーオペレーター協会HP ・ハワイ州税務局HP	・イタリア政府観光局HP ・H25文化庁「文化政策に充当する財源に関する調査研究」	・パリ観光局HP	・ベルリン市HP

※TMD・・・Tourism Marketing District。観光マーケティング地区。地区のプロモーション活動の資金を捻出するため、地区内に立地するホテル売上額に課税する仕組み。